



倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について

木村, 健登

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2021-03-06

(Date of Publication)

2022-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7974号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007974>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

論文内容の要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 米村 健彦

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について

審査委員 主査 教授 榎 素寛
 教授 志谷 匡史
 教授 行澤 一人

本論文は、日本の会社法改正で設けられた会社補償制度及び役員等賠償責任保険（D&O 保険）に関する規律が、企業の財務状況が健全な場合については格別、そうではない債務超過局面（倒産局面）においては、取締役に対して十分な保護を提供し得ないとの問題意識のもと、企業の債務超過ないし倒産局面における取締役の責任減免制度の在り方について、カナダ法との比較法の手法に基づき検討するものであり、具体的には、以下のような議論が展開される。

第一章は序章である。第一節においては、令和元年12月4日に成立した改正会社法により、日本において会社補償及び役員等賠償責任保険にかかる規律が設けられることになったが、これらは企業の財務状況が健全である場合における取締役の責任リスクとの関係での保護にはある程度成功している反面、前者については企業が補償を実施しうるだけの原資を有していることが前提となることに加え、会社法429条1項に基づく損害賠償責任との関係で会社補償が禁止されていること、後者については約款上の免責条項や填補限度額の制限により、企業の財務状況が悪化した場面では十分な保護機能を果たし得ないとの欠点を指摘する。すなわち、429条1項に基づく責任の類型の多様化、とりわけ、他の取締役に対する監視義務違反や内部統制システム構築義務違反に関する責任が認められてきていることから、取締役が何らかの違法または不適切な行為に積極的に従事した場合にとどまらず、監視に失敗したと評価される場合でも取締役は個人的な責任を負担するおそれがあるが、このような監視にかかる役割を主として担うべきものとして導入・活用が促進されている社外取締役に対する保護が十分に提供できなければ、社外取締役の導入・活用を阻害するとの問題意識を示す。そして、このような問題意識に基づく法改正の必要性を検討する旨を示す。第二節においては、上記の問題に対応し、倒産不可避の企業から社外取締役が辞任するという取締役の高い責任リスクがもたらす弊害に対応するためにこれを軽減する制度が導入されてきたカナダ法を比較法の対象国とする旨を述べたうえで、検討対象を取締役の対第三者責任に限定すること、企業が債務超過または倒産状態にある場合に限定することを述べたうえで、検討の順序を示す。

第二章は、カナダ会社法における取締役の責任を論じる。第一節は、カナダの法制度の描写を、第二節は、信認義務違反及び注意義務違反に基づく取締役の責任の構造を、第三節は、抑圧救済制度に基づく責任を、それぞれ扱う。第四節は小括であり、本章の検討結果として、信認義務違反に基づく責任との関係では、信認義務が専ら企業に対する義務であることから、義務違反を理由として取締役が第三者との関係で責任リスクを負担することはないこと、注意義務違反に基づく責任との関係では、OBICA（オンタリオ州事業会社法）の下では注意義務の対象が「企業」に限定されていることから第三者との関係で責任リスクを負担することはない反面、CBCA（カナダ事業会社法）との関係では、取締役が様々なステーク・ホルダーとの関係で広く注意義務を課されていることから、債権者等との関係でも一定の責任リスクを負担することになるが、business judgment rule（経営

判断原則)による強力な保護が及ぶことからリスクの程度は重大ではないこと、抑圧救済制度に基づく責任との関係では、取締役は債権者に対する個人責任リスクを負担しており、実際上も多くの事例があるが、責任が認められた事例の大半が、小規模閉鎖会社において会社の本質を把握している取締役の私的利益追求目的の事例であり、そのような極端な事例を捨象する限り、取締役はそこまで高いリスクに晒されているわけではないこと、を示している。

第三章及び第四章は、会社法以外の領域でカナダの取締役が置かれた状況を検討するものである。

第三章は、従業員の未払賃金等にかかる責任を扱う。カナダで連邦下において設立された企業とオンタリオ州法下において設立された企業の双方が、会社法と労働法(雇用基準法)の双方において、企業自身が支払うことのできない場合に、取締役に対して従業員の未払賃金等にかかる二次的責任を規定しており、大半の事例では企業の債務超過ないし倒産局面で問題となることから、本稿の問題意識と整合的な問題設定である。カナダ法におけるこの責任は、企業が従業員の未払賃金等にかかる責任を履行することができない場合に、当該債権につき取締役が責任を負う旨の明文規定であり、取締役が個々の従業員の6か月分の賃金の合計を超過しない額の未払賃金等との関係で個人責任を負うリスクに晒されており、さらに、多くの場合は厳格責任とされているのみならず、連邦政府の労働者賃金プログラム法による未払賃金の肩代わりと債権の代位取得により、倒産手続内外で取締役に対して重大な責任リスクが課されていると評価される。

第四章は、企業年金プランの管理にかかる責任を扱う。複数の年金プランのうち、カナダの事業主によって提供される登録企業年金プランは、事業主によって提供される年金制度であるが、労働者保護の観点から、その運用やガバナンスに関して様々な法律の適用を受けることになり、とりわけ近時は、企業年金関連のクラス・アクションの件数が増加傾向にあることから、取締役にとって自社の企業年金のガバナンスのあり方は重大な関心事となりつつある。企業は、企業年金プランの提供者としての役割だけでなく管理者としての役割も兼務していることから、管理者としての地位に基づき、加入者に対する信託義務を負う。2013年のIndalex判決により、企業が加入者の最善の利益に資さない結果をもたらす意思決定を行った場合には、当該意思決定の性質いかんにかかわらず、信託義務違反にかかる責任を負担する余地があると示されたことで、年金基金の資金不足等が生じやすいであろう大企業の倒産局面において、企業年金プランの存在が、管理者の地位を兼務する大多数の企業にとって相応の責任リスクを提示するものとして認識されるに至った。そして、多くの場合は、取締役が受任者として企業に代わって管理者としての役割を果たしており、管理者本人と同様の信託義務を負担するとされたことで、企業と同等の責任リスクに晒されていることになる。そして、取締役としての信託義務と管理者としての信託義務が矛盾する立場に置かれることで、無視できない水準の責任リスクに晒されている。

第二章から第四章までの検討結果として、企業の債務超過ないし倒産局面においてカナダの取締役が負担している責任リスクは、会社法上の責任はbusiness judgment ruleを

味すれば深刻なリスクに晒されているわけではないが、雇用法上の責任や年金法上の責任との関係では、決して軽微ではないリスクに晒されているものと評価される。このような状況で、債権者保護の観点は重要である一方で、企業の再建のためには現職取締役の協力が重要な要素となるが、責任リスクは取締役に辞任を選択するインセンティブを与えることになる。そのため、企業の倒産局面等において取締役に負担することになる責任リスクについては、債権者保護の観点から必要となる範囲ではこれを認めつつも、取締役に辞任を合理的に選択させるほどに過剰なものとはならないよう、適切な範囲に減免する措置を講じる必要が生じている。

第五章では、上記の問題意識に基づき、取締役の責任減免の役割を果たしうるカナダ法の諸制度につき、会社法上のものと倒産法上のものとに分類し、検討する。

会社法上の検討結果としては、責任減免制度としてのbusiness judgment ruleにより会社法上の責任リスクとの関係では一定の保護が与えられているが、取締役にっては会社法以外のリスクのほうが主要な責任リスクでありこれらとの関係では保護を与えるものではないこと、会社法以外の責任リスクとの関係では会社補償制度とD&O保険の二つが保護を提供するが、前者については企業の債務超過ないし倒産局面においては基本的に機能しないという欠点、後者については、取締役に被保険者とする部分と企業自身を被保険者とする部分の填補限度額が共通であるという欠点があり、これらの両制度を前提としてもなお、取締役は一定の責任リスクに晒されていることが示される。

倒産法上の検討結果としては、倒産法上の提案または債務整理計画の一環としてなされる、取締役に對する責任の一部免除制度は、取締役がその地位にあったことを理由として倒産手続開始前に負担することになった責任に対する追加的な保護を与えるものであるが、どの程度の保護が与えられるかは各州の裁判所の裁量によるところが大きく、責任免除に寛容な姿勢を示すオンタリオ州においても年金プランの加入者らに対する信託義務違反にかかる責任が免除対象に含まれないこと、倒産手続下における取締役の補償債権を担保するために最高順位の担保権を設定することが認められており(Director's Charge)、倒産手続開始後に生じる責任が担保されることを示す。

これらの総括として、カナダの企業の取締役は、雇用法及び年金法上の義務に由来する責任リスクに対応するための制度が会社法と倒産法上に設けられているが、手厚い保護を与える倒産法上の責任減免制度は比較的手厚いため、ひとたび企業が倒産手続に入れば、年金プランの受任者としての責任を除き取締役の責任リスクは相当程度減少するが、企業が債務超過状態にあるものなお倒産手続に移行していないような場合には取締役に對する保護は十分には提供されておらず、一定の責任リスクに晒されていると評価する。

以上の比較法的考察に基づき、第六章において、日本法の検討が行われる。現行法の問題点として、企業の倒産局面において取締役の責任リスクを軽減するための特段の制度が存在しないこと、経営判断原則の存在を前提としてもなお取締役の責任リスクとの関係では十分な保護とはなっていないこと、会社補償制度については会社法429条1項に基づく責任について補償を認めていないことから本稿が問題とする責任リスクとの関係でほとん

ど実効性を有しないこと、D&O 保険については、更新がなされない可能性があることに加え、填補限度額が企業を被保険者とする部分と共通であることという、カナダ法と同様の事情から、取締役に対して完璧な保護を提供するものではないことを挙げる。

これらの現行法の問題点から、カナダ法からの示唆に基づき、以下の提言を行う。

第一に、非倒産局面における責任減免としての会社補償制度については、取締役の不誠実さの裁判所での認定がなされない限り補償がなされるカナダ法に比べ、取締役に悪意重過失がある場合には補償されない日本法においては、和解が成立した場合であっても、重過失の有無をめくり蒸し返される可能性があることから、和解金の支払いについては、費用にかかる支払いとみなしたうえで、取締役の重過失の有無を問題としない形で解釈論を提示する。その実質的根拠は、429 条 1 項との関係で会社補償制度に意味を持たせることに加え、429 条 1 項に基づく責任が判例によると専ら第三者の保護を目的とするところ、第三者の債権回収可能性を高める解釈論はこの判例及び 429 条 1 項の趣旨とも整合することに求められる。

第二に、倒産局面における責任減免としての取締役に對する債権の一部免除として、取締役に對する第三者に對する責任に對しての一部免除の導入を提言する。解釈論としては、会社法 425 条及び 426 条との関係性から、責任免除にかかる事前の定めに加えて承認機関（債権者集会）による承認を経ることを条件として、定款規定制定後に契約関係に入った債権者との関係で生じる責任に對して、会社法 429 条 1 項に基づく責任の一部免除を認めるものとする。

第三に、倒産局面における責任減免としての Director's Charge に對して、提言の第一を前提として、D&O 保険の役割を補完し、カナダ法同様に債権者との利害調整のため、債務者が自社の取締役のために合理的な費用で D&O 保険を取得（維持）することができない場合に限って、認めるものとする解釈論を提示する。その法律上の位置づけは、取締役が有する補償債権に公益債権としての地位を与えるというものである。これに加え、倒産手続開始前の意思決定等を原因として生じた損害賠償請求権との関係でも活用を認めるという考えを示す。

論文審査の結果の要旨

1. これまでの日本の研究における本論文の位置づけ

本論文は、最適な取締役の責任のあり方を、民事責任の存在を前提としてその減免や事後的な補償・保険の観点から検討するものである。これまでの日本の研究は、民事責任のあり方そのものに焦点を当てたものは非常に多かった反面で、責任が認定された後、あるいは認定されることを前提とした利害調整に焦点を当てたものは極めて少なかった。従前からわずかな研究が存在してきたにすぎず、令和元年会社法改正により注目を集めることになるこの分野に對する日本の研究は決して手厚いものとはいえず、まして利害調整のあり方や、重厚な比較法的考察と呼べる研究には乏しい状況が続いていた。加えて、本分野の研究は、会社法の側面の研究、D&O 保険の側面の研究は一定数公表されているが、両者の側面から展開される研究には乏しかった。

このような日本の研究状況の文脈においては、本稿は、責任の存在を前提とした利害調整のあり方を、比較法的考察・理論的考察の観点から行った研究として、今後重要な問題となることが予想される取締役の責任の減免や D&O 保険の文脈において重要な研究と位置づけられ、学会に對して高い貢献を認めるべきものである。

2. 本稿の方法論の特徴とその評価

本稿は、比較法的考察というオーソドックスな方法論を採用するが、比較法の対象国がカナダである点、及び、取締役の責任の存在については所与として、事後的な側面にフォーカスし、かつ、会社法・倒産法・保険法の 3 分野から研究を進めている点に大きな特徴が認められる。

このような本稿の研究手法は、比較法の対象国の選定及びそれを前提とした制度横断的な分析の視点が、著者の問題関心に適合的であり、かつ、説得力を有する点において優れたものである。日本よりも取締役の責任が厳しく認められてきたことで取締役が辞任を選択する現象に對する対応策が問題となったカナダは、著者が指摘するように、取締役の責任の厳格化傾向にある日本の将来生じうる問題が先行して発生している国である。そして、そこでの問題解決の手法が、令和元年改正で会社法に明示的に導入された会社補償と D&O 保険では不十分であり、倒産手続の考慮も必要であることは、日本の会社法研究においては十分には意識されていなかった制度の限界を示し、かつ、会社法の外での利害調整の必要性を示す点において、説得力のある対象国であるといえる。加えて、会社法・倒産法・保険法の 3 分野それぞれに内在的な論理があり、これらのそれぞれについて深く研究を展開し、いずれからも可能な解決策を提示することは、これまでに存在する商法分野の重厚な博士論文・助手論文の研究手法を踏まえたものである。調べたことを書くことに夢中になりその問題意識に對する方法論の必然性が不明確な論文が散見される中、このような誘惑を排し、目的意識、対象国及び方法論が必然的に結びつき、説得的であるのみな

らず、余分な論述をそぎ落とし、論旨が極めて明快である点において、完成度の高い論文としての評価を与えることができる。

3. 本稿の研究内容の特徴と特長

本稿で展開される研究内容については、カナダ法との比較法的考察に基づき、将来生じる問題点を明示する一方で、既存の諸制度による利害調整の限界を示し、問題解決のための解釈論・立法論を展開するという特徴が認められる。

第一に、本稿は、特にカナダ法における取締役の責任が厳しすぎるがゆえの辞任のインセンティブの問題を見だし、日本においても取締役が辞任しないことが必要であるとの前提から、かかるインセンティブへの対応策を検討する。このようなインセンティブの問題視は、日本においては、最終手段として取締役や監査役の辞任という選択に言及されることがあるものの、いまだ積極的に辞任することが問題とまでは考えられていない現状を前提にすると、問題の過大評価との疑念をぬぐえない。しかし、近時の日本の裁判例が取締役の責任を強化するとともに、判例法理形成の中核であった中小企業のみならず、上場企業・大企業においても対第三者責任を強化する流れが見られることから、問題の顕在化前にそれを防ぐための研究を行うことは、まさに博士論文に望まれる役目の一つであるといえる。このような問題設定は、カナダの会社法に限られない問題であり、問題の顕在化の前にその解決策を検討する点において、学会のみならず社会に対しての貢献を示すものであるといえることができる。このように、本稿は、日本で研究が積み重ねられてきた既存の論点に参戦するというスタンスではなく、むしろ、研究の空白地帯であるがその問題が顕在化すると社会的に大きな損失をもたらすテーマについて、現在の研究の到達度を大幅に高めるものとして、高く評価されるべき特長を有する。

第二に、本稿は、取締役の第三者責任の事後的な調整について、現在の日本では制度の導入直後でありほとんど論じられていない制度的限界を正面から論じていることに高い意義を有する。会社補償やD&O保険という新しい制度が会社法で明示されたとはいえ、これらについて深い比較法的知見を有する研究者や実務家は必ずしも多くはなく、潜在的な論点とその対応策の提示は、学会に対する高い貢献を示す。

第三に、本稿は、比較法的考察を、比較法からの示唆という単純なべき論で示すのではなく、日本法の下での解釈論やそれが困難な場合の立法論に落とし込むための筋道を示す点において、解釈論を展開する能力の高さを示している。一例としては、取締役の対第三者責任に関する会社補償の制定プロセスで示された、和解金の支払いを損害賠償金と区別される費用と位置づける解釈が困難なことから、これを悪意・重過失による補償不可のカテゴリーから除外すること、取締役の対会社責任の一部免除との構造の共通性に着目して債権者による対第三者責任の一部免除を認めること、倒産局面でDirector's Chargeを認めるために、会社に対する補償請求権を倒産手続における共益債権と位置づけることについて、解釈論として展開が可能かどうかを吟味し、それが難しいとなれば立法論として改正の方向を示す。このように、比較法から複数の視点を得て、実現可能な解釈論や限界を

明示した立法論に落とし込む点において、本稿は、アカデミアの読者のみならず、法律実務家や保険実務家、さらに立法者が本論文の考察を受け入れることをも想定した野心的な態度を示す。

4. 本稿になお求められる点

以上のように、木村氏の論文には、多くの優れた点があるが、なお二点、今後の改善が望まれる点を示したい。

第一に、無駄をそぎ落としたクリアな構成となることの裏返しではあるが、本稿の読者にとって、比較法の厚みや広がりに対する物足りなさ、あるいはその疑念を感じさせる点である。著者の研究完成直前に競合するテーマの研究が公表されたことから、新規性を保つために、カナダ法に関する研究にフォーカスし、研究の出発点であった米国法の研究の論述を行わないという選択を行ったことは、学問に対しては極めて誠実な態度である反面、読者にとっては、検討されるべき問題の検討不足の疑念という当然の疑問をもたらすものである。この点については、今後のさらなる研究の進展を期待したい。

第二に、本稿の素材として、比較法においても重厚な研究が集積している取締役の責任のありかたそのものは回避し、その先に検討を絞っていることの裏返しではあるが、従来の学会の関心の主戦場であった取締役の責任の有無に関する解釈論に一石を投じるものとはなっておらず、いわば、全体としてスマートではあるが、骨太という印象は受けない。もっとも、単一の論文でこの点まで求めるのは酷であり、著者が今後主要論点における説得的な議論を示し、学会の主戦場においても強い存在感を示す存在となることを期待したい。

このように、本稿には、本稿で論じている点というよりは、あえて本稿で論じていない点に対する物足りなさを感じるところが見られる。審査委員も行間からこれらの点についての著者の苦悩は読み取ることはでき、口頭試問においてもその旨は確認できた。この点については、著者が先見性のあるテーマを選択したがゆえに生じた問題であり、また、同時期の研究が競合したがゆえの不幸である。しかしながら、この物足りなさは、本稿が実際に活字として示した比較法的考察及び日本法の解釈論・立法論の価値を損ねるものではなく、これから本研究を発展させ、複数の業績を公表することで補うことができる性質のものである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である木村健登氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 3年 2月 24日

審査委員 主査 教授 柳 素寛
教授 志谷 匡史
教授 行澤 一人